

指定管理者モニタリング評価シート

施設所管課名

文化スポーツ観光部文化振興課

1 施設概要

施設名称	横須賀芸術劇場及びベ이스クエア・パーキング
指定管理者名	公益財団法人横須賀芸術文化財団
指定期間	令和6年(2024年)4月1日～令和14年(2032)3月31日(8年間)
評価対象期間	令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

2 総合評価

天井改修その他工事のため、大劇場及びリハーサル室が年度内全て休館という、かつてない状況での1年間であったが、管理運営及び普及、育成、サービス事業等は、仕様書に基づき良好に行われていた。

施設管理運営事業は、長年の経験を活かし、安全管理、利用者サービス等の向上を目指した取組ができていた。劇場利用では、大劇場が休館中も、HPやSNSを活用した広報により、常に情報発信をすることができていた。

また、工事においては、現場調査への立ち合い、請負事業者との連絡調整等、管理者として責任を持って取り組んでくれたことは評価できる。

芸術普及事業は、豊富なラインナップを提供し、小劇場の特性を活かした新たな取組も実施していた。利用の幅を広げられる取組となったと思うので、今後活かしてもらいたい。

芸術育成事業についても、新たな事業をスタートし、年代を問わず、多くの市民が芸術文化に触れ、文化活動に参加できる場を提供できていた。

ベ이스クエア・パーキングは堅調に推移した。定期利用についても積極的に新規獲得に努めており、評価できる。

以上のとおり、今年度は、大劇場の休館により、収入面ではビハインドの運営となったが、その中にあっても次につながる新たな取組ができており、評価できる。引き続き安定した運営を続けることをお願いするとともに、より効率的・継続的な運営に努めることを引き続き期待したい。

3 管理実績評価

評価項目	評価内容	施設所管課評価	
		評価	特記事項
法令遵守	○関連する法令、条例等を遵守して業務が行われているか。	B	
	○個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されているか。	B	
施設管理(共通)	○条例や協定書等に基づき、開館日・開館時間等を遵守しているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、使用料又は利用料金に係る手続が適正に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設及び設備の保守点検等が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の清掃業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の警備業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、物品の管理が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設等の修繕業務が適切に行われているか。	A	緊急の案件について、双方協議の上、迅速に修繕対応するなど、協定書の内容以上の実績を残した。
	○協定書等に基づき、事業報告書等の書類が期限までに提出されているか。	B	
	○施設管理を行う中で生じた施設課題に適切に対応しているか。	B	

利用者への配慮	○利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われているか。	B	
	○利用者からの意見を聴取し、業務改善に活用しているか。	B	
リスクへの対応	○事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられているか。	B	
	○事故や災害などの発生時には、必要な措置を講じるとともに、速やかに市への報告がされているか。	B	
障害者、男女共同参画及び多様な性への配慮	○障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮がされているか。	B	
	○性別による差別のない雇用やワークライフバランスの実現に向けた取組など男女共同参画への配慮がされているか。	B	
	○多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する内規の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生を提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮がされているか。	B	
地域貢献	○地元人材の雇用が行われているか。	B	
	○市内中小企業等への発注が行われているか。	B	
	○市内の団体・施設・企業等との連携が行われているか。	B	
	○その他の地域貢献が行われているか。	B	
障害者雇用※ ※ 雇用義務のある団体(従業員を40人以上雇用している団体)のみ評価	○障害者雇用率が法定雇用率(2.5%)を達成しているか。	—	
人員体制	○必要な人員が配置されているか。	B	
	○職員への研修等の人材育成は計画通りに実施されているか。	B	
	○人件費の設定は適切か。	B	

労働基準※ ※ 労働基準法上、作成又は届出義務のある団体のみ評価	○就業規則の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
	○労働者に労働条件通知書を交付しているか。	B	
	○時間外・休日労働協定届(36協定届)の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
	○社会保険や雇用保険に加入しているか。	B	
経費削減	○経費の削減の取組は行ったか。	B	
	○経費の削減分を活用して、市民サービスの向上などの取組を行ったか。	B	
独自基準 (事業の企画及び実現)	○舞台・音楽芸術普及事業が効果的か。	B	
	○舞台・音楽芸術育成事業が効果的か。	B	
	○サービス提供事業が効果的か。	B	
	○舞台運営が利用者のニーズに対応できているか。	B	

評価	判定基準
A	協定書等※に定める水準を上回っている。
B	協定書等※に定める水準どおりである。
C	協定書等※に定める水準に達していない。

※協定書等…基本協定書、年度協定書、仕様書、募集(申請)要項及び事業計画書のことをいう。

4 収支状況評価

・収入が当初計画を下回っており、主に大劇場及びリハーサル室の特定天井改修工事のための閉館によって利用料収入が減少したことにより赤字となっている。また突発的な修繕や利用再開に向けた環境整備の対応等も要因となっているが、赤字を原因とする市民サービスへの影響はなかった。次年度においては、リハーサル室が6月から、大劇場が9月から利用再開となるため、次年度は計画どおりの管理運営が期待できる。